

入札参加停止措置について

業者名 (所在地)	(有)トモエ：京都府舞鶴市字浜 989
停止期間	令和5年11月13日～令和6年5月12日（6か月）
停止措置の理由	上記の者は、本市との製造物供給契約において、自社の都合により履行不能となったことを理由に令和5年11月1日に製造物供給契約解除申請を提出し、同月7日付の契約解除の決定を本市から受けた。
措置要件	○舞鶴市入札参加停止に関する要綱 (入札参加停止等) 第3条 市長は、有資格者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ当該措置要件の区分に応じて別表第1又は別表第2に定める期間、有資格者に対し入札参加停止を行うものとする。 別表第1 事故等に基づく停止基準 3 市発注工事等の実施に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 契約相手方の責めに帰すべき事由により市が契約に定める発注者の解除権を行使したとき。 6月

【お問い合わせ先】

契約課：☎0773-66-1065、FAX0773-62-9894

E-mail: keiyaku@city.maizuru.lg.jp